

平成30年第4回（12月）大磯町議会定例会

議 案 第 68 号 説 明 資 料

平成30年12月18日

大磯町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
新旧対照表	-----	3～4

下水道課

大磯町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

下水道事業は、地方財政法第6条により公営企業として位置付けられており、汚水処理に要する経費は、下水道使用料収入で賄うことが原則とされています。

しかし、下水道使用料収入だけでは全てを賄うことができず、不足分を一般会計からの繰入金で補填しているのが現状です。

このため、大磯町下水道運営審議会に「下水道使用料の改定について」の諮問を行ったところ、一般会計繰入金を抑制するため、公衆浴場汚水の基本料金は据置きとするが、一般汚水の基本料金及び超過料金の改定率について、平均9%の引き上げとする旨の答申をいただきました。

本答申を受け、下水道事業特別会計における財政基盤の強化と経営の健全化を図るため、規定の一部改正を行うものです。

○ 改正内容

- 1 現行の一般汚水の基本料金及び超過料金の改定率を、平均9%引き上げます。
なお、公衆浴場汚水の基本料金は、据置きとします。

(1) 条例別表第1 2か月当たりの公共下水道使用料金表（消費税抜き）

使用料区分	水量区分	現行	改正後			
		金額 (円)	金額 (円)	引上げ額 (円)	改定率 (%)	
一般汚水	基本料金	16m ³ まで	1,652	1,790	138	8.35
	超過料金 (1m ³ 当たり)	16m ³ を超え40m ³ まで	119	129	10	8.40
		40m ³ を超え60m ³ まで	128	139	11	8.59
		60m ³ を超え80m ³ まで	145	158	13	8.96
		80m ³ を超え100m ³ まで	160	175	15	9.37
		100m ³ を超え200m ³ まで	175	191	16	9.14
		200m ³ を超え1,000m ³ まで	199	218	19	9.54
		1,000m ³ を超え2,000m ³ まで	222	243	21	9.45
		2,000m ³ を超える分	246	270	24	9.75
公衆浴場汚水	1m ³ につき	6	6	—	—	

(2) 条例別表第2 1か月当たりの公共下水道使用料金表（消費税抜き）

使用料区分	水量区分	現行	改正後			
		金額 (円)	金額 (円)	引上げ額 (円)	改定率 (%)	
一般 汚水	基本料金	8 m ³ まで	826	895	69	8.35
	超過料金 (1 m ³ 当たり)	8 m ³ を超え20m ³ まで	119	129	10	8.40
		20m ³ を超え30m ³ まで	128	139	11	8.59
		30m ³ を超え40m ³ まで	145	158	13	8.96
		40m ³ を超え50m ³ まで	160	175	15	9.37
		50m ³ を超え100m ³ まで	175	191	16	9.14
		100m ³ を超え500m ³ まで	199	218	19	9.54
		500m ³ を超え1,000m ³ まで	222	243	21	9.45
		1,000m ³ を超える分	246	270	24	9.75
公衆浴場汚水	1 m ³ につき	6	6	—	—	

(3) <参考> 排水量別2か月当たりの公共下水道使用料金表（消費税抜き）

排水量 (m ³)	現行料金 (円)	改正後料金 (円)	引上げ額 (円)	改定率 (%)	対象件数 ※
16まで	1,652	1,790	138	8.35	1,629
20	2,128	2,306	178	8.36	499
30	3,318	3,596	278	8.37	1,448
40	4,508	4,886	378	8.38	1,558
50	5,788	6,276	488	8.43	1,251
60	7,068	7,666	598	8.46	787
70	8,518	9,246	728	8.54	438
80	9,968	10,826	858	8.60	217
90	11,568	12,576	1,008	8.71	111
100	13,168	14,326	1,158	8.79	56
200	30,668	33,426	2,758	8.99	76
500	90,368	98,826	8,458	9.35	18
1,000	189,868	207,826	17,958	9.45	8
1,500	300,868	329,326	28,458	9.45	3

※件数は、平成29年度の一般家庭分等8,099件の内訳。

2 施行日は、平成31年4月1日とします。

大磯町公共下水道使用料条例 新旧対照表

改正案	現行																																																																																
<p>第1条～第14条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 施行日前に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">2か月当たりの公共下水道使用料金表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:20%;">基本料金</th> <th colspan="2" style="width:70%;">超過料金（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">一般汚水</td> <td rowspan="10">16立方メートルまでの分 <u>1,790円</u></td> <td>16立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>129円</u></td> </tr> <tr> <td>40立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>139円</u></td> </tr> <tr> <td>60立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>158円</u></td> </tr> <tr> <td>80立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>175円</u></td> </tr> <tr> <td>100立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>191円</u></td> </tr> <tr> <td>200立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>200立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>218円</u></td> </tr> <tr> <td>1,000立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>243円</u></td> </tr> <tr> <td>2,000立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000立方メートルを超える分</td> <td style="text-align: right;"><u>270円</u></td> </tr> <tr> <td>公衆浴場汚水</td> <td>1立方メートルにつき 6円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区分	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）		一般汚水	16立方メートルまでの分 <u>1,790円</u>	16立方メートルを超え	<u>129円</u>	40立方メートルまでの分		40立方メートルを超え	<u>139円</u>	60立方メートルまでの分		60立方メートルを超え	<u>158円</u>	80立方メートルまでの分		80立方メートルを超え	<u>175円</u>	100立方メートルまでの分		100立方メートルを超え	<u>191円</u>	200立方メートルまでの分		200立方メートルを超え	<u>218円</u>	1,000立方メートルまでの分		1,000立方メートルを超え	<u>243円</u>	2,000立方メートルまでの分		2,000立方メートルを超える分	<u>270円</u>	公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 6円			<p>第1条～第14条 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">2か月当たりの公共下水道使用料金表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:20%;">基本料金</th> <th colspan="2" style="width:70%;">超過料金（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">一般汚水</td> <td rowspan="10">16立方メートルまでの分 <u>1,652円</u></td> <td>16立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>119円</u></td> </tr> <tr> <td>40立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>128円</u></td> </tr> <tr> <td>60立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>145円</u></td> </tr> <tr> <td>80立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>160円</u></td> </tr> <tr> <td>100立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>175円</u></td> </tr> <tr> <td>200立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>200立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>199円</u></td> </tr> <tr> <td>1,000立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000立方メートルを超え</td> <td style="text-align: right;"><u>222円</u></td> </tr> <tr> <td>2,000立方メートルまでの分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000立方メートルを超える分</td> <td style="text-align: right;"><u>246円</u></td> </tr> <tr> <td>公衆浴場汚水</td> <td>1立方メートルにつき 6円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区分	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）		一般汚水	16立方メートルまでの分 <u>1,652円</u>	16立方メートルを超え	<u>119円</u>	40立方メートルまでの分		40立方メートルを超え	<u>128円</u>	60立方メートルまでの分		60立方メートルを超え	<u>145円</u>	80立方メートルまでの分		80立方メートルを超え	<u>160円</u>	100立方メートルまでの分		100立方メートルを超え	<u>175円</u>	200立方メートルまでの分		200立方メートルを超え	<u>199円</u>	1,000立方メートルまでの分		1,000立方メートルを超え	<u>222円</u>	2,000立方メートルまでの分		2,000立方メートルを超える分	<u>246円</u>	公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 6円		
区分	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）																																																																															
一般汚水	16立方メートルまでの分 <u>1,790円</u>	16立方メートルを超え	<u>129円</u>																																																																														
		40立方メートルまでの分																																																																															
		40立方メートルを超え	<u>139円</u>																																																																														
		60立方メートルまでの分																																																																															
		60立方メートルを超え	<u>158円</u>																																																																														
		80立方メートルまでの分																																																																															
		80立方メートルを超え	<u>175円</u>																																																																														
		100立方メートルまでの分																																																																															
		100立方メートルを超え	<u>191円</u>																																																																														
		200立方メートルまでの分																																																																															
200立方メートルを超え	<u>218円</u>																																																																																
1,000立方メートルまでの分																																																																																	
1,000立方メートルを超え	<u>243円</u>																																																																																
2,000立方メートルまでの分																																																																																	
2,000立方メートルを超える分	<u>270円</u>																																																																																
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 6円																																																																																
区分	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）																																																																															
一般汚水	16立方メートルまでの分 <u>1,652円</u>	16立方メートルを超え	<u>119円</u>																																																																														
		40立方メートルまでの分																																																																															
		40立方メートルを超え	<u>128円</u>																																																																														
		60立方メートルまでの分																																																																															
		60立方メートルを超え	<u>145円</u>																																																																														
		80立方メートルまでの分																																																																															
		80立方メートルを超え	<u>160円</u>																																																																														
		100立方メートルまでの分																																																																															
		100立方メートルを超え	<u>175円</u>																																																																														
		200立方メートルまでの分																																																																															
200立方メートルを超え	<u>199円</u>																																																																																
1,000立方メートルまでの分																																																																																	
1,000立方メートルを超え	<u>222円</u>																																																																																
2,000立方メートルまでの分																																																																																	
2,000立方メートルを超える分	<u>246円</u>																																																																																
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 6円																																																																																

改正案

別表第2（第3条関係）

1か月当たりの公共下水道使用料金表

区分	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	
一般汚水	8立方メートルまでの分 895円	8立方メートルを超え	<u>129円</u>
		20立方メートルまでの分	
		20立方メートルを超え	<u>139円</u>
		30立方メートルまでの分	
		30立方メートルを超え	<u>158円</u>
		40立方メートルまでの分	
		40立方メートルを超え	<u>175円</u>
		50立方メートルまでの分	
		50立方メートルを超え	<u>191円</u>
		100立方メートルまでの分	
		100立方メートルを超え	<u>218円</u>
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 6円	500立方メートルまでの分	
		500立方メートルを超え	<u>243円</u>
		1,000立方メートルまでの分	
		1,000立方メートルを超える分	<u>270円</u>

備考 省略

別表第3（第4条関係）

(省略)

現行

別表第2（第3条関係）

1か月当たりの公共下水道使用料金表

区分	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	
一般汚水	8立方メートルまでの分 826円	8立方メートルを超え	<u>119円</u>
		20立方メートルまでの分	
		20立方メートルを超え	<u>128円</u>
		30立方メートルまでの分	
		30立方メートルを超え	<u>145円</u>
		40立方メートルまでの分	
		40立方メートルを超え	<u>160円</u>
		50立方メートルまでの分	
		50立方メートルを超え	<u>175円</u>
		100立方メートルまでの分	
		100立方メートルを超え	<u>199円</u>
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 6円	500立方メートルまでの分	
		500立方メートルを超え	<u>222円</u>
		1,000立方メートルまでの分	
		1,000立方メートルを超える分	<u>246円</u>

備考 省略

別表第3（第4条関係）

(省略)